

③ 保険料収納必要額と保険料基準額

第五次計画期間に見込まれる介護保険事業費を賄えるよう、第1号被保険者が負担する保険料収納必要額と保険料額を算出します。第1号被保険者の保険料の算定は、総給付費に特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加えた標準給付費、さらに地域支援事業を加えた総費用額のうち第1号被保険者が負担する分（21%）について、調整交付金や保険料収納率等を加味し、所得段階に応じた被保険者数により算定します。

なお、第五次計画では、これまでの町介護給付費準備基金の取り崩しと神奈川県財政安定化基金の取り崩しにより、保険料負担の軽減を図ります。

A 保険料必要収納額

保険料必要収納額		金額
①	標準給付費 + 地域支援事業費	7,271,943千円
②	第1号被保険者負担相当額 (①×21%)	1,527,108千円
③	調整交付金相当額	355,443千円
④	調整交付金見込額	0円
⑤	財政安定化基金償還金	0円
⑥	町準備基金取り崩し額	215,337千円
⑦	県財政安定化基金取り崩し額	12,941千円
⑧	保険料必要収納額 (②+③-④+⑤-⑥-⑦)	1,654,273千円

B 保険料基準額

保険料基準額		金額・率・人数
⑨	保険料必要収納額	1,654,273千円
⑩	予定保険料収納率	97.0%
⑪	所得段階別加入割合補正後被保険者数	34,724人
⑫	第五次計画の1号被保険者数の介護保険料基準額 (⑨÷⑩÷⑪)	49,114円
⑬	第五次計画の1号被保険者数の介護保険料基準月額 (⑫÷12ヶ月)	4,093円

※⑥及び⑦による保険料基準月額への影響額は▲565円です。

【参考】

【第四次計画と第五次計画の保険料額の比較】			
	第四次保険料基準額	第五次保険料基準額	上昇率
月額	4,070円	4,090円	0.49%
年額	48,840円	49,080円	

④ 保険料所得段階別設定

第四次計画では、第1号被保険者の所得段階別保険料の設定にあたり、国の基準である6段階を細分化し、全9段階の設定としました。

第五次計画においては、政令改正により弾力化が可能となった特例段階の新設（第3段階）と、第7段階を新設することによるさらなる多段階化を行い、被保険者の負担能力に応じた、よりきめ細かな保険料設定を行うため、全11段階としました。

第五次計画時の保険料段階（基準月額＝4,090円）

段階	保険料率	対象者	保険料年額
第1段階	0.50	生活保護受給者、市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者	24,540円
第2段階	0.50	市町村民税世帯非課税で前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	24,540円
第3段階 (弾力化)	0.70	市町村民税世帯非課税で前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円を超えて120万円以下の人	34,350円
第4段階	0.75	市町村民税世帯非課税で前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が120万円を超える人	36,180円
第5段階 (弾力化)	0.90	市町村民税本人非課税、世帯課税で前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	44,170円
第6段階	1.00 (基準)	市町村民税本人非課税、世帯課税で前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円を超える人	49,080円
第7段階	1.15	市町村民税本人課税（前年の合計所得金額125万円未満）	56,440円
第8段階	1.25	市町村民税本人課税（前年の合計所得金額125万円以上200万円未満）	61,350円
第9段階	1.50	市町村民税本人課税（前年の合計所得金額200万円以上400万円未満）	73,620円
第10段階	1.75	市町村民税本人課税（前年の合計所得金額400万円以上800万円未満）	85,890円
第11段階	2.00	市町村民税本人課税（前年の合計所得金額800万円以上）	98,160円

※第3段階及び第5段階は、弾力化(軽減)として保険料基準額に対する割合を引き下げています。

【参考】

【第四次計画時の保険料段階（基準月額＝4,070円）】			
段階	保険料率	対象者	保険料年額
第1段階	0.50	生活保護受給者、市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者	24,420円
第2段階	0.50	市町村民税世帯非課税で前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	24,420円
第3段階	0.75	市町村民税世帯非課税で第2段階以外の人	36,630円
第4段階 (弾力化)	0.90	市町村民税本人非課税、世帯課税で前年の公的年金等収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	43,950円
第5段階 (基準)	1.00	市町村民税本人非課税、世帯課税で第4段階以外の人	48,840円
第6段階	1.25	市町村民税本人課税（前年の合計所得金額200万円未満）	61,050円
第7段階	1.50	市町村民税本人課税（前年の合計所得金額200万円以上400万円未満）	73,260円
第8段階	1.60	市町村民税本人課税（前年の合計所得金額400万円以上800万円未満）	78,140円
第9段階	1.70	市町村民税本人課税（前年の合計所得金額800万円以上）	83,020円